

## 札幌市認知症介護実践研修実施機関指定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「課長通知」という。）に定めるもののほか、両通知に基づき実施される認知症介護実践研修（以下「研修」という。）の実施主体として市長が指定する法人又は団体（以下「研修実施機関」という。）の指定手続きその他必要な事項を定める。

なお、この要綱における年度とは、各年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (指定の申請)

第2条 研修実施機関の指定を受けようとする法人又は団体（以下「申請者」という。）は、指定申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

### (指定の要件)

第3条 研修実施機関の指定に係る要件は、局長通知及び課長通知に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 研修実施機関は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する法人又は団体であること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 継続的に毎年度1回以上研修事業が実施されること。
- (4) 札幌市認知症介護実践研修実施要綱に基づき実施されること。
- (5) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

### (指定の決定)

第4条 市長は、前条の指定の申請があったときは、前条の要件に基づき審査を行う。

2 市長は、申請内容が指定要件を満たすと認められる場合、研修実施機関としての指定を行い、指定通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、指定をしないことを決定したときは、申請者に対し、理由を付して通知する。

### (受講者の募集等)

第5条 研修実施機関は、募集時に、研修の受講を希望するものに対して、次の事項を公開し研修内容等を明らかにしなければならない。

- (1) 開講の目的
- (2) 研修の名称、課程

- (3) 実施場所
- (4) 研修期間
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師氏名
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 受講資格
- (9) 受講手続（募集要綱等）
- (10) 受講料、教材費等
- (11) 使用テキスト等
- (12) その他研修実施に関し必要な事項

（事業計画の提出等）

第6条 研修実施機関は、毎年3月末又は事業開始日のいずれか早い日までに、翌年度事業に係る事業計画書（様式3）に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 年度の途中に、研修実施機関となったものは、事業開始1ヶ月前までに当該事業に係る事業計画書（様式3）に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第7条 研修実施機関は、申請の内容を変更する場合には、次に掲げる場合を除き、変更内容を明らかにする関係書類を添付し、あらかじめ事業変更届（様式4）を市長に提出するものとする。

- (1) 研修実施機関に関する事項について変更があった場合  
法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等を添付して、変更した日から10日以内に提出する。
- (2) 事業計画書に関する事項について変更する場合  
変更後の関係書類を添付して、変更する研修を実施する20日前までに提出する。

（事業休止の届出）

第8条 研修実施機関は、研修事業を休止する場合には、あらかじめ事業休止届（様式5）を市長に提出しなければならない。

（事業再開の届出）

第9条 研修実施機関は、研修事業を再開する場合には、あらかじめ事業再開届（様式6）を市長に提出しなければならない。

（事業廃止の届出）

第10条 研修実施機関は、研修事業を廃止する場合には、あらかじめ事業廃止届（様式7）を市長に提出しなければならない。

(指導監督)

第11条 市長は、研修実施機関に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督し、必要な時はいつでも研修の実施内容等を確認することができる。

(指定の取消)

第12条 市長は、研修事業の申請内容に虚偽があったとき、研修事業の実施内容が局長通知、課長通知及びこの要綱の規定に違反するときは、指定を取り消すことができる。

(修了の認定及び修了証書の交付)

第13条 研修実施機関は、研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

2 研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証書(様式8)を交付する。

(修了者名簿)

第14条 研修実施機関は、研修修了者について研修の課程、修了証書番号、修了年月日、氏名、住所及び生年月日その他必要事項を記載した修了者名簿(様式9)を作成、管理しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第15条 研修実施機関は、研修終了の都度、速やかに修了者名簿を提出するとともに、毎年5月末までに前年度の事業報告書(様式10)を市長に提出するものとする。

(留意事項)

第16条 研修実施機関は、事業運営上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分に留意しなければならない。

2 研修実施機関は、受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、十分に留意するように受講者を指導しなければならない。

3 研修実施機関は、市長が研修に関する情報の提供その他の必要な指示を行った場合には当該指示に従わなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。